

岩城頭首工管理規程

平成21年3月11日制定

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は維持管理計画に基づき岩城頭首工（堰堤、取水施設、電気設備、その他付帯施設を含む。以下「頭首工」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者及び管理責任者）

- 第2条 頭首工の管理は、稲川土地改良区が行うものとし、理事長を管理者とする。
2. 頭首工管理者（以下「管理者」という。）は水利使用規則（平成20年9月26日 指令河砂-1123）及びこの規程の定めるところにより頭首工の管理をするものとする。
 3. 管理者は頭首工の管理を適正に行うために、管理所に管理責任者を1人おくものとする。
 4. 前項の管理責任者は、部下の職員を指揮監督してこの規程の定めるところにより、頭首工の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。
 5. 管理責任者を定めた時には、河川管理者に届け出るものとする。

（異例の措置）

- 第3条 管理責任者はこの規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。
- ただし、異常事態の発生により緊急に処理を要するものについて、この限りではない。
2. 管理責任者は、前項のただし書きにより処理した場合には、事後すみやかに管理者に報告するとともに、その後の処理についての指示を受けなければならない。

（頭首工の諸元等）

第4条 頭首工の諸元、その他管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

- (1) 頭首工
 - イ. ゲートの規模
取水ゲート（幅 1.500m×高さ 1.000m 2門）
- (2) 集水面積
 - (イ) 直接集水面積 225km²
- (3) 計画洪水流量 1,200m³/s
- (4) 計画高水位（標高） 158.33m
- (5) 最大取水量 0.964 m³/s
- (6) 計画取水水位（標高） 156.46m

（洪水及び洪水時）

第5条 この規程において「洪水」とは、堰地点における河川流量が1, 200 m³/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警報時）

第6条 この規程において「洪水警報時」とは、雄勝地方を対象として大雨警報が発令され、洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で洪水時を除く間をいう。

（水位等の算定方式）

第6条 堰地点の水位（以下「堰の水位」という。）は、取水水門柱に取り付けられた水位計の読みに基づいて算定するものとする。

2. 堰地点の河川の流量は、堰からの取水量並びに固定部からの越流量を合算して算定するものとする。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

（取水位及び制限水位）

第7条 頭首工からの取水は、河川の水位が標高156.46m以上157.06m以下のときにおいて行うものとする。豪雨等により河川の水位が標高157.06mを超えることが予想される場合は取水ゲートを閉扉するものとする。

2. 管理責任者は前項に規定する水位を厳守して、かんがい用水の取水を行い、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

（水位の基準）

第9条 頭首工における水位は取水口に設置された水位計によるものとする。

第2節 取水

（河川流量）

第10条 頭首工地点の河川流量とは取水量と放流量の合算した流量とする。

（取水）

第11条 取水量の測定は、取水口下流に設置された自記水位計の読みに基づいてするものとする。

取水量

	代掻き期	普通かんがい期	非かんがい期
期間	5月10日から	5月20日から	9月1日から
	5月19日まで	8月31日まで	5月9日まで
最大	0.964 m ³ /s	0.865 m ³ /s	0.530 m ³ /s

（取水時のゲート操作）

第12条 かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位及び取水量に応じて堰取水口ゲートの開度を調節して行うものとする。

（取水量の測定）

第13条 かんがい用水の取水を行う時は、頭首工の水位及び取水量に応じて堰取水口ゲートの開度を調節して行うものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

（点検及び整備等）

第14条 管理責任者は、ゲート等を操作するために必要な機械及び器具並びにその他の設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

（監視）

第15条 管理責任者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持管理及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第16条 洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により頭首工に関する異常、かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、別表第1に掲げる関係機関に対し趣旨を報告しなければならない。

第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

（洪水警戒体制）

第17条 この規程において洪水警戒体制とは、次の各号の1に該当する時をいう。

（1）頭首工にかかる直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する注意報又は警戒が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間。

（2）頭首工の水位が標高157.06mを上回るおそれ大きいと認められるときから、

頭首工の水位が標高157.06m以下となり、ふたたび増水するおそれがないと認めら
るときまでの間。

（洪水警戒体制における措置）

第18条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそ
れぞれの担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- （1）頭首工を操作するために必要な機械及び器具（予備電源設備を含む）の点検整
備、その他頭首工の操作に関し必要な措置。
- （2）関係地方気象台及び市町村、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関
する観測及び情報の収集を密に行うこと。

第5章 雑 則

（管理日誌及び記録）

第19条 第11条の規定による頭首工の操作に関する記録を作成すること。

管理責任者は管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。
い。

- （イ）気 象
- （ロ）水 象
- （ハ）取水量
- （ニ）取水ゲートの操作の時刻及び開度
- （ホ）点検及び整備に関すること
- （ヘ）その他堰に関すること

附 則

この規程は認可の日から施行する。（平成21年4月20日許可）

別表第1（第16条）

通知の相手方		通知または 通報の方法	摘 要
名 称	担当機関の名称		
湯沢市	湯沢市役所	電 話	0183-73-2111
国土交通省	湯沢河川国道事務所	〃	0183-73-3174
〃	湯沢河川国道事務所 十文字出張所	〃	0182-42-0109
秋田県	雄勝地域振興局建設部	〃	0183-73-6164
〃	雄勝地域振興局農林部	〃	0183-73-6135
消防署	雄勝広域消防署 稲川分署	〃	0183-42-2330

